

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（275））
2. 日時：平成29年8月9日 13時30分～15時15分
3. 場所：原子力規制庁 18階B会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本管理官補佐、田尻安全審査官、津金安全審査官、穂藤保安規定係長

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室副室長 他5名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力設備 担当 他1名

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 設備設計グループ 課長 他1名

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保守部 機械保守課担当

中国電力株式会社：電源事業本部 担当（原子力電気設計）

電源開発株式会社：設備技術室 電気・計装設備タスク 担当 他1名

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設」について、提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
 - 模擬燃料集合体を用いた気中落下試験について、試験に使用した模擬燃料集合体の仕様及び試験条件を整理して説明すること。
 - 燃料取替機のワイヤロープについて、1本あたりの許容荷重を整理して提示すること。
 - 使用済燃料プール上部にある常設設備について、天井照明等の対象設備の有無について整理して提示すること。
 - 燃料取替機及び原子炉建屋クレーンの待機配置を考慮する期間について、整理して提示すること。
 - 原子炉建屋オペレーションフロアに設置予定の重大事故等対処施設の使用済燃料プールへの落下影響について、整理して説明すること。
 - 現場確認等における抽出物の詳細をまとめた表について、記載内容を分かりやすく整理して提示すること。
 - 使用済燃料プール監視設備の設置場所について、内部溢水の最新評価と齟齬がないことを確認すること。
 - 使用済燃料プール監視設備である「使用済燃料プール水位・温度（SA広域）」は新設する設備であることを明示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 設計基準対象施設について
- ・ 東海第二発電所 新規制基準適合への対応状況（燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（第16条））
- ・ 比較表（16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設）